

改正債権法の詐害行為取消権

近藤直生
Naoki Kondo

PROFILEはこちら

2020年4月から施行される改正債権法は、詐害行為取消権について詳細な規定を設けた。実務的に重要な偏頗行為に対する詐害行為取消を中心に、概要を説明する(引用条文は別途明記しない限り改正民法である)。

1 改正に至る経緯

現行民法424条1項は、「債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。」と規定する。そこで詐害行為取消は「債務者が債権者を害することを知ってした法律行為」が要件となり、具体的には、①「債務者が債権者を害する行為をした」という客観的要件と、②「債務者が債権者を害することを『知って』した」という主観的要件が問題となる。

「債権者を害する」とは、債務者の行為により債務者の財産が減少して債権者が債権全額の弁済を得られなくなることをいい、債務者の「無資力」が必要とされる。「無資力」がどのような状態を指すかに定説はないようであるが、単に計数上債務超過かどうかというだけでなく、債務者の信用(例えば将来の借入の可能性)も含めて判断すべきとの考え方が有力である¹。「知って」については、単に認識で足りるとする説と、積極的な害意まで必要とする説があり、判例も分かれている。

以上のような議論を統合して、現在は、主観的要件と客観的要件を総合的に考慮して詐害行為取消の可否を判断すべきという考え方が一般的である。贈与や財産の廉価売却など、債務者の財産を一方向的に減少させる場合は、行為自体の詐害性が強いと主観的要件は債務者の単なる認識で足りるが、相当対価での資産処分のように、計算上は債務者の財産にプラスの側面もあり行為の詐害性が低い場合は、債務者の害意など強い詐害意思を必要とするものである。この

考え方では、詐害行為を行為態様ごとに類型化して、各行為類型について詐害行為取消の要件を検討することになる。裁判例もこのようなアプローチを採用していると理解されている。

もっとも、「債権者を害する」や「知って」は、要件として抽象的であり、判断基準として明確性を欠くことは否めない。詐害行為取消は、債務者が行った行為の効力を後から覆滅させる制度であり、取引社会に与える影響も大きいと、適用範囲が明確にされるべき要請は強い。

さらに、平成16年の破産法改正により、詐害行為取消と類似の制度である否認権について、行為類型ごとに要件が定められた。否認権は、集団的債務処理を目的とする法的倒産手続で、裁判所から選任された管財人や監督委員により行使されるが、詐害行為取消は、そのような段階に至る前に、債権者により行使される。倒産手続は債権者間の平等が強く要請される場面であり、詐害行為取消の範囲が否認権より広いのは問題と指摘されていた。

このような状況を受け、改正債権法では、現行民法と同様の一般的規定を置いた上で、①相当対価を得てした財産の処分行為、②特定の債権者に対する担保供与行為及び債務消滅行為について、それぞれ行為類型による特則を設けて、詐害行為取消の要件を明確化し否認権との整合性も図った。

2 偏頗行為に対する詐害行為取消の要件・行使方法

改正民法は、既存債務についての担保供与または債務消滅行為については、次のいずれにも該当する場合に限って詐害行為取消ができるとする(424条の3)。

1: 中田裕康『債権総論第三版』247頁(岩波書店・2013年)

①債務者が支払不能の時に行われたこと、または、債務者の義務に属さない行為で支払不能になる前30日以内に行われたこと

②債務者と債権者が通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたこと

行為の時期(上記①)は、否認権の要件と同じである。通謀要件(上記②)は否認権にはないが、判例は、弁済の詐害行為取消について、債務者が特定の債権者と通謀して他の債権者を害する意図を必要としていた。

改正民法が、行為の時期について、破産法と同じく「支払不能」の概念を採用したことは注目される。現行民法の「無資力」要件は必ずしも支払不能を必要としないため²、債務者が支払不能となる前でも詐害行為取消がなされる余地があった。改正民法は取引の安全を重視して詐害行為取消の範囲を狭めたものである。

「支払不能」について、改正民法は破産法と同じ定義規定を設け(破産法2条11項)、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」とする(424条の3第1項第1号)。破産法において、「支払不能」は、弁済期の到来した債務の支払可能性を問題とする概念であり、弁済期未到来の債務を将来弁済できないことが確実に予想されても、弁済期の到来した債務を現在支払っている限り支払不能ではないと解されている³。改正民法でも基本的に同様の解釈が採用されると予想されるが、今後改正民法に関する裁判例が破産法の運用に影響する可能性がある。

というのは、弁済期到来債務を支払っている限り支払不能ではないという基準は明快ではあるが、実務上は、支払不能にあたるかどうか微妙な判断を要する場合は多いからである。現に、債務者が弁済期の到来した債務を支払っている場

合に支払不能を認めた裁判例もある⁴。取消債権者の立場からすると、法的倒産手続が開始されていない時点で支払不能を立証することが容易でない場合もあると考えられる⁵。

詐害行為取消は、債務者の立場からは、否認権の使えない私的整理の場面において、否認権と類似の機能を営む法的措置を提供することにより、偏頗的行為に対して一定の牽制効果をもつものと認識されていたと思われる⁶。私的整理では、金融機関から期限の猶予を得て再建計画成立を目指す事案も多いと思われるが、債権者の立場からは、改正民法で支払不能が要件に含まれるため、そのようなケースで、再建計画交渉中に行われた行為について、事後的に詐害行為取消がなされるリスクは少なくなると思われる。

3 詐害行為取消権の行使方法

改正民法は、債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者の行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産を、債務者に返還するよう請求できるとする(424条の6)。詐害行為取消により金銭の支払いまたは動産の引渡しを求める場合、債権者は、債務者ではなく、自己に対してその支払いまたは引渡しを求めることができる(424条の9)。

従前の判例法理を条文化して、詐害行為取消を行った債権者が、他の債権者に先立って、事実上優先弁済を受けられる機能を認めたものである。自ら金銭の支払いを受けた場合に、当該金銭の返還債務と自己の債権を相殺することも禁止されていない(債務者が破産した場合は、破産法等による相殺禁止に該当しないかは検討が必要である)。

なお、詐害行為取消の範囲は、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度に限られる(424条の8)。

2: 中田裕康「詐害行為取消権と否認権の関係」『新破産法の理論と実務』302頁(判例タイムズ社・2008年)

3: 小川秀樹編『一問一答新しい破産法』31頁(商事法務・2004年)

4: 高松高判平成26年5月23日金法2027号52頁参照

5: 中田・前掲注2)303頁

6: 杉山悦子「詐害行為取消権と否認権—研究者の観点から」『債権法改正と事業再生』231頁(商事法務・2011年)